

平成28年度
農業委員会審査件数

農地法に関わる手続きなど

●農地法第3条関係

農地などについて、権利の設定
または所有権を移転する場合の
手続き

種別	件数	面積
計	123	27万3467㎡
売買	61	9万2550㎡
交換	12	9876㎡
贈与	26	5万6216㎡
賃貸借	7	3万5584㎡
使用貸借	12	6万1606㎡
その他	5	1万7635㎡

●農地法第4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途
にする場合の手続き

種別	件数	面積
計	19	1万6902㎡
許可	9	1万716㎡
届出	10	6186㎡

●農地法第5条関係

農地などを農地以外の用途にする
ための権利の設定または所有
権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	110	5万7240㎡
許可	53	3万5459㎡
届出	57	2万1781㎡

●「許可」は市街化調整区域を対象に
した転用、「届出」は市街化区域を対
象とした転用（農地法第4条、5条
関係）

●農業経営基盤強化促進法

農用地利用集積計画による農地
売買、貸借の手続き

種別	件数	面積
計	517	111万6802㎡
売買	111	15万9408㎡
貸借	406	95万7394㎡

各種申請には

毎月締め切り日
があります。期
日を守りましょ
う。



締切日

申請・届出など	締切日
農地法第3条許可申請	毎月5日（閉庁日の場合は翌平日）
農地法第4条許可申請	
農地法第5条許可申請	
農地法第4条届出（市街化区域内の転用）	随時
農地法第5条届出（市街化区域内の転用）	
農地利用集積計画の申出	毎月25日（閉庁日の場合は翌平日）

●農業者年金「現況届」の
提出をお忘れなく

受付期間は6月30日（金）まで

現況届は、毎年農業者年金を受給
するために必要な手続きです。農業
者年金基金から年金受給者あてに送
付された現況届に、必要事項を記入

の上提出してください。（ただし、
平成28年7月1日以降の裁定者およ
び支給停止解除者については、今回
の現況届は必要ありません）

●提出先

- 農業委員会事務局（市役所内）
- 赤羽根市民センター
- 渥美支所市民生活課

●留意事項

- 現況届を紛失または汚損された場
合は、農業委員会事務局へご連絡
ください。
- 年金受給者が亡くなられた場合
は、お近くの農協で死亡の手続を
行ってください。（印鑑、戸籍謄本、
請求者の口座番号の分かるものが
必要です。）
- 現況届の提出がない場合は、年金
の支給が一時停止となりますので
ご注意ください。

